

# 大阪がん診療地域連携パスについて

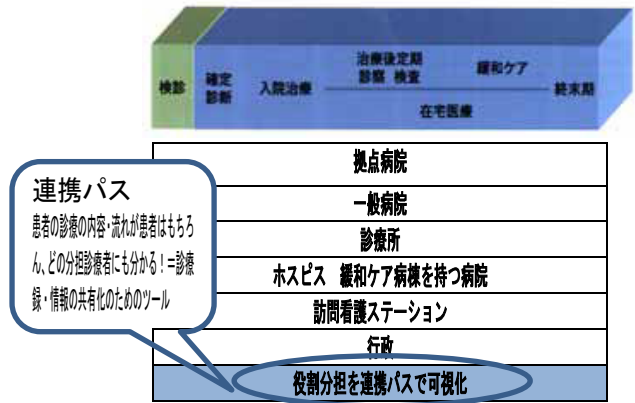
## (策定の考え方)

- がん診療のガイドラインやEBMに沿った標準診療であること（医療の質の確証と安全性の確保）
- 医療機関の役割分担が明記され、機能分化されていること（医療の機能分担）
- 拠点（基幹）病院—連携病院・診療所—看護—薬剤師（薬局）—（在宅）の連携体制であること（医療ネットワークの構築）
- 連携（共同）診療計画書（表）を作成する（パス本体、医師用・患者用）



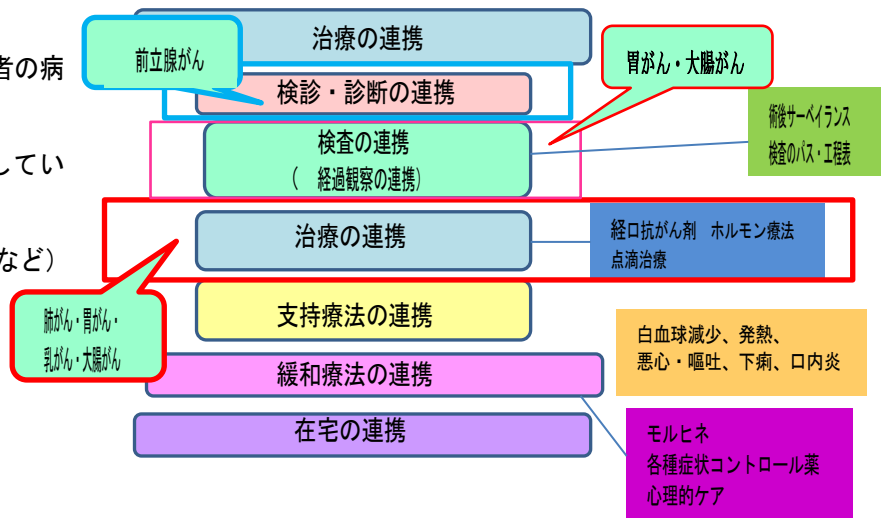
## 大阪府がん診療連携協議会

### がん診療における医療機関の役割

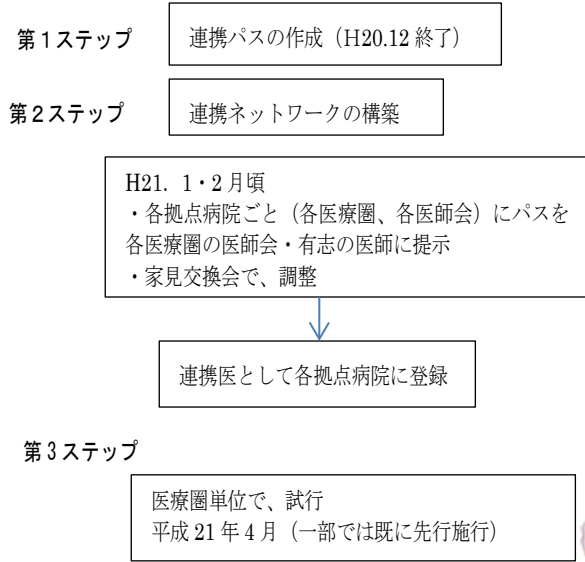


## がん診療連携には――

- 各々のがんにおいて、パス適応となる対象患者の病期・病態が明記されていること
- パス作成の対象をまずは病状が比較的安定している病期・病態患者さんとする  
例えば、根治手術の術後患者、診断対象の患者など）



- 大阪府下の医療圏内にて、できるだけ統一化されたパスとして共有できること
- 各拠点病院等の診療内容に合わせた柔軟性があるもの
- すべての拠点病院、大学病院をはじめとして実績のある病院、診療所の医師、看護師、薬剤師、コメディカル等の幅広い参画のもと作成されたものであること



(参 考)

※大阪府がん診療連携協議会（会長 松浦 成昭 大阪府立成人病センター総長）

大阪府下の都道府県がん診療連携拠点病院（府立成人病センター）及びの地域がん診療連携拠点病院（14 施設）と大阪府がん診療拠点病院（46 施設）、大阪府健康医療部により構成される協議会で、府下のがん診療連携等についての協議・各種研修計画の策定・実施等を行っています。

(参加施設等)

大阪府立成人病センター

大阪労災病院

市立豊中病院

市立岸和田市民病院

大阪大学医学部附属病院

大阪市立総合医療センター

大阪医科大学附属病院

大阪医療センター

関西医科大学附属枚方病院

大阪赤十字病院

東大阪市立総合病院

大阪市立大学医学部附属病院

近畿大学医学部附属病院

大阪府健康医療部 他

大阪南医療センター

※地域連携クリティカルパス

がん診療連携拠点病院と地域の医療機関等が作成する診療役割分担表、共同計画表及び患者用診療計画表から構成されるがん患者に対する診療全体を体系化したものをいいます。

がん対策基本法に基づくがん対策推進計画並びに厚生労働省の定めた「がん診療連携拠点病院の整備にかかる指針（平成 20 年 3 月 1 日厚生労働省健康局長通知）」において、地域がん診療連携拠点病院の指定要件として我が国に多いがん（肺がん、胃がん、大腸がん、肝がん、乳がん）について、地域連携パスを整備することが定められています。

# 大阪府がん診療連携拠点病院関係組織図

